

食安輸発0316第2号
平成24年3月16日

各検疫所長 殿

医薬食品局食品安全部監視安全課
輸入食品安全対策室長
(公印省略)

「平成23年度輸入食品等モニタリング計画」の実施について
(中国産あさりのプロメトリン)

平成23年度輸入食品等モニタリング計画については、平成23年3月30日付け食安輸発0330第15号（最終改正：平成24年3月15日付け食安輸発0315第2号）に基づき実施しているところです。

今般、中国産あさを原料とし、日本国内またはタイで製造されたあさり加工品において、国内での検査の結果、プロメトリンを検出した事例があったことから、下記の食品について、食品衛生法違反の可能性を判断する目的で、プロメトリンに係るモニタリング検査の頻度を30%に引き上げて対応することとし、上記通知の別表第2（輸出者（製造者）の欄を除く。）及び別表第3に下記を追加するので、御了知の上、関係業者等への周知方よろしく申し上げます。

記

検査強化日	対象国・地域	対象品目	検査項目	輸出者（製造者）
平成24年3月16日	中国	あさり及びその加工品	プロメトリン	①DONGGANG SHENGLONG FOOD STUFF CO., LTD（中国） ②NARONG SEAFOOD CO., LTD（タイ）（ただし、①の業者のあさを原料とした食品に限る。）